本号で公布された 条 例 0 あ らま

改 IE する 玉県 公安委員会等 条 例 (埼 玉県条 が行う事 (例第七 · 務 に +· 四 号) 関 す る手数料条 保保 安 課 及 び 埼玉 県 証 紙 例 \mathcal{O} 部 を

成二十 請等 風俗 七 営 に 年法 業等 対する手数料 律第四 \mathcal{O} 規 制 十五号) 及 を定めるとともに、埼玉県 び 業務 が \mathcal{O} 公布 適 正 さ 化 れ、 等 に 新設された特定遊興飲食店営業の 関する法 証紙により徴収することとした。 律 \mathcal{O} 部 を改 正 す る法 伞

内容

る

ことと

特定 遊 興飲 食店営 業 12 関 す る 申 請 手 数 料 に 0 い て は 埼 玉 県 証 紙 に ょ り 収 す

 $\left(\longrightarrow \right)$ 特定遊 興飲 各手数 食店 料 業許 は 次 \mathcal{O} 可 申 請 お 手数料 であ

لح

ŋ

る

- (\Box) 特定遊 興飲 食店 営業許 可 証 再 交付手 数 料
 - 万 兀 千 円 加

百

円

- (Ξ) 特定遊 興飲 食店 営業相 続 承 認 申請手数 料
- 八 千 六百 円
- (四) 特定遊 興 飲 食店 営業者合併 承 認 申請手数料
- 万一千 円

万

一 千

円

- (<u>Fi</u>) 特定遊 興 飲 食店 営業者分 割 承 認 申請手数料
- 特定遊 興 飲 食店 営業所構造設 備変更承認申 請手 九千 九百 円

(六)

(七) 特定遊 興飲 食店 営業許 可 証 書換え手数 千 兀

百

円

- (I)特例 特 定遊 興飲 食店営業者認 定申請手数 万三千円
- 特例特 定 遊興飲 食店営業者認 定証再 交付手数料 千百 円

(九)

施行

特定遊

興

飲

食店

営

業所管理

者

1講習手

数

料

時

間

当

た

n

六百

五.

+

円

- 号を加 第 別 公安委員 この る 五. 表 え 分に 埼 玉 兀 る 例 限る。 号) 改 正 県公安委員会等 会等が行 は 規定 \mathcal{O} 平 成 項第十二号 は、 <u>+</u> う (第 事務に +八 平成二十八年三月二十三日か 八号に 年 が 六 行う 関 \mathcal{O} する 兀 月二十三日 事務に 係 \mathcal{O} 次に十 る部 手 数 関 分 料 -号を に限 .条例 する手数料 カュ 5 加える る 別 施行 表第一号 \smile す ら施 改 正 る。 条 及び第二条中 例 規定 行す ただ 平 \mathcal{O} 表 第十 る。 (第 成十二年埼 十二号 埼 七号 玉 県 \mathcal{O} 玉 証 \mathcal{O} 次 中 県 紙 に 五. 条 +条 玉
- 関 +後 \mathcal{O} 日 ま 八 改 正 \mathcal{O} で 俗 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 規 間 \mathcal{O} 業等 定 埼 玉 正 は す لح \mathcal{O} 適用 る法 同表 県公安委員会等が あ \mathcal{O} 規 る 制 律 第 12 \mathcal{O} は、 及び 0 伞 V 業務 号の 成二十 ては、 風 規定中 俗 \mathcal{O} 七 適 営 平成二十 行う事務 正化 年法 業等 等 律 風 \mathcal{O} に関 : 第 四 に関する手数 規 俗営業等 八年三月二十三日 制 +す 及 る法 五 び 業務 号) \mathcal{O} 律」 規 第二条 料条例 \mathcal{O} 制 とす 適 及 か 正 び 業務 る \mathcal{O} 別 化 ら 規定 同 表 等 12 年 第 \mathcal{O} 適 正 に 六月二十二 ょ す 化 \mathcal{O} 表 正